

令和5年度第2回権利擁護専門部会

1 日時 令和5年10月12日(木) 午前10時から午前11時30分まで

2 会場 千葉県教育会館本館203会議室

3 出席者

(1) 委員 (21名中13名出席)

蒲田委員(部会長) 飯ヶ谷委員 五十嵐委員 市川委員 植野委員 小林委員
今野委員 佐久間委員 白井委員 高木委員 鶴岡委員 中原委員 村山委員

(2) 県

障害者福祉推進課：中里課長、小佐野共生社会推進室長

障害福祉事業課：鈴木課長、今成副課長

他

4 議題

1 開会

2 議題

(1) 第八次千葉県障害者計画の素案について

(2) その他

3 閉会

議題（1）第八次千葉県障害者計画の素案について

【植野委員】

1 ページの枠内に、『千葉県手話言語等の普及に関する条例』に基づき」という記載があるが、条例の中に入っていないものも混じっているため、このまま文を活かすのであれば、ここに「等」を入れていただきたい。情報保障のガイドラインがあるので、そういったものを含めた上で、「等」と記載するのが無難だと思う。

【小林委員】

計画を策定するに当たって、『障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例』に基づき」となっているが、この計画の中にも記載がある、国連の障害者権利条約の中で、日本は昨年国連の調査があり提言を受けた。権利条約の記載に基づいていない、大きく考え方を変えられないというような内容だったと思うが、千葉県として障害者権利条約に対する提言は、どれだけ考慮されているのか。

【事務局】

権利条約については、国の方で検討していると思うため言及はしていないが、当然その趣旨を踏まえたものとなっている。どの辺が入っていないということがあれば教えていただきたい。

【小林委員】

具体的な内容というよりも、考え方の根本としてそこを見ながら、国の方もいろいろなかたちで具体的な政策を作っているところだと思うが、千葉県としてそこを取り入れているのか、そうでなくても千葉県づくり条例が根本となっているということなのか、考え方を伺いたかった。

【五十嵐委員】

今度合理的配慮が義務化される私立の学校の方たちの研究会か何かで合理的配慮について学ぶということをやっていたため、良いなと思い行った。一般の企業でも義務化され

るが、その準備として、みんなで合理的配慮について研究したりというようなことが今どれほど進んでいるのかということが県の方でわかれば教えていただきたい。

また、私立の学校の方たちが障害当事者の研究をする会議をのぞいてみても、初めて合理的配慮という言葉を知ったという方もいる。一般の企業や商店の方たちは合理的配慮というものをあまり知らないと思う。先に義務付けられていた行政に対して合理的配慮を浸透させていくことよりも、もっと踏み込んだ視点がないとなかなか合理的配慮というものを理解していただけないのではないかという心配がある。計画に書き込めるなら書き込んでいただきたいと思うが、商工関係の方とか一般企業の方たちに初めて知る合理的配慮というものを理解していただけるように、何か仕掛けのようなものを県は考えているのか、なければ考えた方が良くはないか。

【事務局】

県としては従来から広域専門指導員が条例の周知・啓発をしており、その中で合理的配慮についても説明しているが、義務化に伴いチラシを作成し、それを事業者に配布するというかたちで対応はしている。なお、各省庁で指針を作ることになっており、それが示されると具体的にどうしていかなければいけないのかということがわかってくるため、指針ができればその周知をさせていただこうと思っている。

また、県庁内でも商工関係を所管している商工労働部があるため、そういうところと連携しながら、どういうところに働きかけて、どういうかたちで周知すれば広まるのかというものを研究しながら、県庁内の横並びもうまく使って周知・啓発をしていきたい。

県は条例があったため、その時点から比較的大企業とはいろいろと話をしている、ある程度対応は整ってきているところはあるが、まだまだ小さい企業はたくさんあるため、そういったところに一つ一つ浸透させていくことも考えていかなければいけないと思っている。そのあたりを商工労働部と状況を聞きながら進めていきたいと考えている。

【今野委員】

合理的配慮が4月1日から義務化されるということで、我々視覚障害者は結構過度な期待をしていることもある。これは一般企業としても、過度な期待をされても体裁とかもあるため、この辺のお互いの対応について具体的事例を挙げて話し合う機会を設けないと、

全てを合理的配慮という言葉で我々視覚障害者から求めすぎてもいけないと思うし、企業は4月1日から改正法が施行されてどこまでやればよいのか、具体的に対話もしくは4月1日に向けて早々にそういう場を設けていただきたい。専門家の方にも入っていただき、合理的配慮とは何かということも提示していただければ、4月1日からの混乱はないと思う。

【蒲田部会長】

合理的配慮について御意見・御感想があったが、取組の方向性のところに今の御意見をどれだけ取り入れていただけるかという問題や、取組をどのように具体化するかという問題などもあるため、その点も検討しながら表現を変えていただけるなら変えていただくという方向でお願いします。

【村山委員】

合理的配慮を、パンフレットやガイドラインなどの言葉だけではなかなか伝わらない。障害のある人への理解の促進のところ、触れ合うことの一例としてパラリンピックやパラスポーツのことが書かれていると思うが、せっかく米国でも始まり千葉県でも始まっている障害者による文化・芸術活動の推進というのがコロナ前から始まっていて、いろいろな取組がされていると思う。そのことも、スポーツだけでなく併せて書き入れていただきたい。計画の全体像がまだ見えていないため、他のところにしっかり書き込まれているかどうかということも気になるが、文化・芸術活動のことも書き入れていただきたい。

【鶴岡委員】

合理的配慮の部分に関する意見として、当事者の方向けのパンフレット等もあるとよいと思う。実際の雇用の場において、事業者の方がいくら周知をしても、当事者の方がどういう伝え方をするのかによって配慮交渉がうまく伝わらなかったりしてすごく分かってしまう。合理的配慮の考え方に基づく訴え方・伝え方というのは、非常に重要だと思う。事業者の方だけでなく、ぜひ当事者向けの説明資料等を準備できるとよろしいのかなと思った。

【小林委員】

子どもたちへの福祉教育の推進は非常に大事なものだと思う。私たちも社会福祉法人であるので、地域に対する福祉の推進や、その中でも中学校への福祉教育というかたちで、私どもの施設の利用者さんたちを、中学生と直接触れ合う機会を通じて福祉教育をやっている。なぜ、中学校で始めたかという、私たちの施設は福祉の実習だけでなく、介護等体験実習という学校教員を目指す方が五日間福祉施設で実習をするというプログラムもある。私たちの施設の利用者さんは主に身体障害を持った方で、知的障害や精神障害を併せ持った方もいるが、自宅で生活することが難しいため施設に入所している方である。実習のオリエンテーションの中で九割くらいの学生が、その方たちに対してどうやって接したらよいかという質問をする。おそらくその学生さんたちは何も悪気もなく、もしかして私たちが接する中で怪我をさせてしまったり、失礼に当たることをしないようにという意図があると思うが、それを私自身がこの施設利用者としてその話を聞いたとしたら、また自分のことを障害者として見ているなと感じる。要するに小林という人間ではなく、まず障害を持った人という目で見るとのこと。もともと人であって、たまたま障害を持っているだけなのに、人の前にどういう障害を持っているかという視点は大きな見えない壁だと感じている。その実習生さんたちには、真っ白な気持ちで接してくださいと、普通に接してもらってたまたま障害があつて、その障害でたまたま不自由なところがあつて、その不自由なところだけお手伝い・支援をしているだけなんですよと伝えて、五日間過ごしてもらって、大体の方の感想が、普通に接して話していいんだということがわかったというもの。それをわかってもらえるだけでもこの実習の意味があると思う。大学生でもなんでそうなるのかと思うと、やはり大学生になるまでに障害を持った子と自分が実際に接したことがないからわからないんだろうと思う。小学校、中学校という頭の柔らかい時期にこういう経験をしてもらうのは大事である。小学生でもなかなか難しいかと思つたため、中学生を対象に私たちの施設の利用者さんたちと話をしてもらい、レクリエーションを含めて一緒に過ごす時間を作って、今まで障害を持って生活してつらかったことや、ほんとはこういうことをしてもらいたいなど、中学生に話してもらい。中学生からは、最初は怖かったけど接してみてもともと一人の人間ということがわかった、交流してみないとわからなかったという感想が結構あつた。こういった感想は子どもたちのリアルな声だと思う。それで今後福祉の世界に進みたいと思うとか、手話を覚えたいと思つたとか、そうした感

想をいただくとよかったなと思っていて、大人よりも子どもたちはすごく素直で感受性も強いので、子どもたちに対してそういうのは大事なんだと思う。障害の方はたくさんいて、パラリンピックに出ている方を見るとすごいと思うが、私たちは現実的には一人で生活していけない方たちを支援しているため、そういった方たちがたくさんいて、こういうことをしているんだということを伝えていっている。そういった意味でこの項目は非常に大事だという意見を言わせていただいた。

【植野委員】

6 ページの④で「公立幼・認定こども園・小・中・義務教育学校・高等学校」という文言がある。これは特別支援学校が入っているのかどうか。特別支援学校は過去に外されていたこともあり、学校教育の法的建付けが違うから対象外にしたのかはわからないが、特別支援学校にも知ってもらうことは大事だと思っている。

広域専門指導員制度の仕組みの啓発について、各市町村の教育委員会の考え方や対応について結構ばらつきがあるようだ。⑥の記述の中に市町村という視点を加えた方がよいと思う。学校での啓発や取組みをどのようにするかは教育委員会の判断になると思うが、小学校に働きかけてみてもなかなか効果がないこともあるため、市町村という単位も加えるとか何か文言を工夫しながら入れたほうがよいと思う。

【事務局】

6 ページ④に特別支援学校がないということについては、確かに記載されていないため検討させていただく。

市町村を加えるということについては、もう少し具体的に御説明いただけるとありがたい。

【植野委員】

例えば5 ページの現状・課題において、広域専門指導員、学校訪問、啓発というような言葉があるが、市町村教育委員会との連携と書き方で理解を深めていくという展開が必要ではないか。16 か所の圏域があるが、ひとつの圏域の中でも市によって捉え方などがまちまちな面があるので、心配している。実際に私が住んでいる市も教育委員会なりの考え方

もあるようで、ここに組織的バリアがあるようで、なかなか距離がある。そういった現実があるため、その辺もお含み頂きながら記述の表現に工夫していただければと思う。共生社会づくりという視点に立ちながらその辺の発揮を是非ともお願いしたい。

【今野委員】

児童生徒さんに福祉教育の充実というのはありがたいことである。我々視覚障害者もいろんな音を聞いていたり、有意義な機会になるが、現在どうしても学校関係者が視覚障害者の福祉教育をお願いする場合に、盲導犬利用者にはほとんどお願いしている。千葉県内では盲導犬利用者は26名いるが、圧倒的に11,000分の26である。もちろん盲導犬ユーザーがお子さんたちのために視覚障害者のことを話すことも有意義な機会である。ぜひ学校関係の方は、イコール盲導犬、呼べば盲導犬、そこを少しずれて、本当のことを知っていただきたいと私共障害者は思っている、その辺も教育委員会とか思っていたらいいと思っている。本来の筋とは違うが意見を言わせていただいた。

【五十嵐委員】

先ほどの合理的配慮の続きではあるが、合理的配慮という概念に出会うのが、一般の商工会議所の方などはそのときに研修を受けて初めて知るみたいなことだと、なかなか相当性がないと思う。そこで、中学生くらいから合理的配慮を知っていてもいいのかなと思う。6ページ⑥のところでは、「児童生徒等に適切な合理的配慮がなされるよう」とあるが、これは、先生方に合理的配慮を知ってもらいたいものだと思うが、児童生徒にも合理的配慮ということをしつづつでも小学生中学生あたりから、とりわけ障害のある児童は、自分が合理的配慮を求めているわけであるから、知っていていいと思う。福祉教育という言葉が出てきているが、その中で合理的配慮ということをしつづつ盛り込んだ書き込み方とか、あるいは現状・課題のところには車椅子体験等とあるが、福祉教育推進校においては合理的配慮を学んでいくなど、もしかしたらすでに福祉教育の中には合理的配慮が十分に入っているかもわからないが、もしまだ福祉教育の中に合理的配慮と言うものが想定されていないのであれば、はっきり文言として入れてみてもいいのかなと思う。

【村山委員】

私は知的障害の育成会から参加してる者であるが、知的障害はやはり一番わかりにくい障害であるため、親たちで啓発キャラバン隊というものを作っていて、結構小学校にも招いていただいて、小学4年生、5年生向けに40～50分の授業時間をもらって、知的障害とはどんな感じなのかを疑似体験を通じてわかってもらうということをしている。これも十数年コツコツやっていて、県社協や各市町村の社協とはつながっていて、福祉教育の場に呼んでいただいたりしているが、各地で温度差がある。どこにでもキャラバン隊があるわけではなく、千葉県内には7つくらいである。福祉教育と言っても、当事者団体が直接触れ合ったり具体的なお話をすることで、そこから合理的配慮の意識も生まれると思う。そういうこともしているということ、まず今日知ってほしい。そして、そのことをどう書くかというところまでは難しいと思うが、取組の方向性の①で、『パッケージ指定』により」という文言があるが、①の文章を読んだだけでは具体的にどういったことが福祉教育でされているのか見えないため、コラム欄のような感じで具体的なことを載せていただくと、こんなことがされているんだ、自分の地域でも何か協力できないかというようなことが当事者団体としても考えられるため、コラムを載せていただきたい。

【飯ヶ谷委員】

7ページからの虐待のところ、自立支援法上の虐待防止について書かれているが、精神科病院等での虐待については昨今法改正があり、精神保健福祉法も改正されると思うが、そのあたりが一切書かれていないため、県としてどういう考えて盛り込んでいくのかということをお聞かせいただきたい。

【事務局】

精神保健福祉法の改正があり、虐待の対応強化というものが入っているが、大きくは精神の部会で議論がされていて、そちらの方には載る予定になっているが、こちらの方も必要に応じて再掲するなど、記載の連携のようなものは検討できるかと思っているため、検討させていただく。

【鶴岡委員】

取組の方向性の⑤で、「労働局と連携を図り、障害のある人を雇用する事業主等を対象に

虐待防止・権利擁護に関する研修を実施します。」と書かれている部分に関して、今後雇用率の上昇が想定されている中で、間違いなく雇用先での虐待の相談もしくは件数等が上がってくることが予測される中で、これに関して研修の数値目標を設定されるということを考えていただくことは可能なのか、もしくは数値目標にもともと入っているのかということも含めてお尋ねしたい。

【事務局】

虐待の関係の数値目標は、現段階では虐待防止アドバイザーの派遣数という目標を設定させていただいている。研修の数値目標に関しては現段階では触れていないが、今御意見をいただいたため、検討させていただきたい。

【高木委員】

語句の関係で、8ページの成年後見制度の利用促進の関係で、「平成28年度には」のくだりの7行目のところに「専門職の派遣等により」という記載があるが、9ページの⑦では「専門家の派遣など」となっているため、ここは語句を統一した方がよい。

それを前提に、9ページ⑦の「専門家の派遣など」という部分で、専門職アドバイザーの派遣事業は数年取り組まれているものであるが、年間の派遣件数はどのくらいであるのか。また、派遣を受けた市町村で利用促進の取組が進んでいるのか。市町村から成年後見利用促進の取組になぜ取り組む必要があるのかという意見がよくあるのだが、アドバイザーの派遣を受けて取組の必要性がよくわかったという意見もある。そういった声を現在取り組まれていない市町村等に届ける機会があるのか、もしなければ今後そうした機会を作ることは検討できるのかということがひとつ目の質問である。

2点目は、10ページの⑧の権利擁護の担い手の研修の関係で、君津圏域には木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市の4市あり、この4市の権利擁護支援に携わる行政職員と社協職員で定期的に意見交換を行っているが、共通の課題は、成年後見の実務研修の機会がないということである。4市のうち2市は中核機関業務に携わり、2市は中核機関設置の準備を行っている。こうした中でこれらの行政・社協職員は職場のOJTであるとか、自治体が行う市民後見人養成講座であるとか、そうした機会に成年後見制度の基礎的な実務を学んでいるが決して十分とは言えないと思っている。国では利用促進の号令をかけ中核機

関の設置を推し進めているが、まずは、人づくりから始めることが重要だと思っていて、特に中核機関業務を担ううえでは成年後見の実務がその基礎になってくる。そうした中で、今後研修を行うという中には、市町村や社協の職員に対しての成年後見の実務研修というものは想定されているのかを伺いたい。

【事務局】

担当者がいないため、御意見・御質問は担当課に伝え、後日回答させていただきます。

【鶴岡委員】

障害者差別解消法に基づく各地域の障害者差別解消支援地域協議会の関係について、前回問われていたことが、まず設置という数値だけを追っている中で、中身が今までないというところが意見としてあったと思うが、実際、自分の地域も平成29年に設置はされているが、活動内容が自分で調べてみても明確に見えない状況になっている。そんな中で、今回数値目標としては、設置に関する目標を継続されているが、令和4年度の実績のところでも八割以上出来上がっている状況だと思う。これに付随して設置目標だけでなく中身に対して何かしらガイドラインを設定するとか、指針をもう少し細かく示していただくことができるか、もしくは何かしらの数値目標を掲げることは可能であるかをお尋ねしたい。

【事務局】

この協議会については、県でも設置しているが、各市町村で設置するものであり、中身については県に指導権限はないため、現状では何をやってよいかわからないという意見や質問に対して、県や他の市町村ではこういうことをやってますというような情報提供をすることで参考にさせていただいている。また、内閣府の方でも研修会等を実施しているが、こちらから御案内しても参加をしていただけていないという状況であるため、市町村には委員の皆様からお話しいただいて、地域協議会が活性化されるよう御協力いただければと思う。

【蒲田部会長】

地域協議会の活性化を図りますというところをもう少し具体的に検討して、活性化のた

めに質ということまで付け加えていただくとよいのではないか。

【植野委員】

私は地元の市で身体障害者相談員をやっており、地域相談員も兼ねている。そして職場で相談員もやっている。また聴覚障害者センターの中にも相談支援室があり、ピアでの相談支援専門員が数名揃っているという立場から意見を述べたいと思う。

聴覚障害者を含めた他の障害者の方々と接する中で、「障害者差別解消法に基づく地域協議会」の役割などについては協議会の名前だけ知っていて役割とか意味が分からないという状況があり、現実としては制度が形骸化されてしまっているのではないか。差別があったらどこに持って相談に行ったらよいのかよくわからない…、市町村の地域協議会があることすら知らない…、つまり機能的には役に立っておらず形骸化されてしまっているのではないか…、それが懸念部分の一つ。

二つ目は、障害者差別の相談を受けて市や広域専門指導員に相談したところ、広域専門指導員のほうは事情で相談に乗り気ではなかったため、市の差別相談窓口のほうへ行って相談したら「うちは解決するための窓口ではありません。啓発していくことが主な仕事であって解決するための場所ではありません」と。啓発活動が中心の仕事にと固執される話をよく聞く。行政の方は数年で異動してしまうため、障害者差別のことを熟知する職員の確保や配置が難しい状況にある。障害者差別の問題を取り上げてどのように地域協議会にフィードバックするかというようなことに課題があるのではないか。頭ではわかっているも逃げ腰的の事例がある。市差別窓口を担当する職員対象に県研修が必要ではないかと思っている。また、言い方に語弊があるかもしれないが、制度のバリアのひとつの温床になってしまっているのではないか。制度というのは行政が作る条例や要綱のことを指すこととなるが、要綱で決められているからとかで、結果的に障害者がそこに相談を持ち掛けにくくなってしまいうというバリアができてしまう実態がある。そういった部分について、県行政の方から市の担当職員を対象にした学習や研修の場づくり、あるいは情報交換などによって「意識の醸成」の仕組みづくりが必要ではないかと思っている。

【白井委員】

私は旭市の自立支援協議会に参加している。この協議会も同様に、自立支援協議会の中

で地域協議会も含めてやっているが、実質協議されていないという実態である。いろいろ障害をお持ちの方とお話している中で、県の広域専門指導員も圏域にはいるが、その相談が私共の圏域ではゼロというところがあり、これは何故なんだと考えることがある。市においても虐待防止の窓口や一般の相談窓口、差別解消の窓口というのは設置しているが、その中で差別解消を分けたときの相談というものが実質ないという報告があがってきたときに、障害のある方が諦めている部分もあるようだと感じる。例えば、合理的配慮の問題で、交通機関の課題、例えばバスの運転手さんのことが過去にあったが、そういったことをどこに言ったらよいのかとか、言っても直らないだろうと、そこから先を諦めてしまうという方が結構水面下にいらっしゃる。そうすると、せっかく窓口があるのに、そこにつながっていないということがあるかと思う。また、合理的配慮の問題もすごく大事で、県全体の話ではなく、地域での話になってくるため、そこをどう考えるように持っていけるかがすごく大事だと思う。ただそれは各市町村の考え方であるため、そういったところを刺激していくようなことも大事ではないか。せっかく制度や資源が整っているところではあるが、実際うまく機能していないということが私たちの地域ではある。

【蒲田部会長】

協議会を設置はしたものの、何をやってよいのかという議論がきちんとされていないのかわからないが、各委員の方もそれにかかわられているとすれば、実際各市においてどういう活動をするべきなのかということをもっと積極的に議論していかなければいけないのではないかとお話を聞いて思った。それに対して県がどうかかわって計画にどういう表現をしていくべきなのかということまでやっていかなければいけないと思う。今日皆さんの意見を聞いた上で検討していただきたい。

【事務局】

各地域の地域協議会の方も現状あまり活動していないということが問題になってきているところもあり、地域協議会の委員となっている広域専門指導員から情報をいただき、そもそも何をするための委員なのかがわかっていないというケースがあった。依頼があれば、県が地域ごとに行って、地域協議会の委員向け研修を行ったりしている。それで、徐々に活性化や、本来やるべきことをやっていただければと思っている。

【佐久間委員】

対人支援の話で研修等に呼ばれることが多いが、最近は県の方と相談の上で研修プログラムを組んだり、地元で呼ばれたときは、その担当者の方と内容を話し合っで決めている。今の私のテーマとしては、「施設の担当者から説明をしたのは確かであるが、本人たちがわかっていないというところが問題である。それは説明をしたけれど聞いていないのではなく、伝わっていないということであるため、伝えると伝わるは違うということから始めましょう」ということを話している。地元の方や障害をお持ちの方にも研修会に参加していただいている。聞き手が混在していると、話す方もなかなか難しいが、支援というよりも最終的には相互理解につながっていくと思うため、「皆さん自由に御意見を言ってください」という形で、研修の講義の後にディスカッション時間を設け、自由に発言していただくという方式をとっている。直近だと、渋沢委員の地元でそういった機会を設けたこともあった。研修をするときに、講師に「好きなことを話してください」と言うのではなく、打ち合わせをして課題の方針を決めること、やりっぱなしではなくきちんと皆さんの感想を聞いて、それを皆さんに公表したりフィードバックすること、研修で出た意見や感想を共有していくことが特に大事だと思った。これを文章に書くかどうかは別として、そういった思いや方針を県が明確にしておく方が筋の通った取組ができるのではないかな。

【植野委員】

私は市川市に住んでいるが、市川市に障害者団体連絡会という組織があり、21 団体ものの障害者団体がある。障害者団体連絡会の中から選挙によって6名の人を自立支援協議会に送り出している。行政が決めるのではなく、障害者団体連絡会のほうで自主的に決めている。その総会の中で地域協議会の役割や差別事例といったものを半分以上皆さんが御存じないという実情がある。連絡会は一生懸命に啓発に努めているが、地域協議会への盛り上げにはなかなかつながらないという現状がある。

【植野委員】

13 ページの網掛けのところに、「定員を割ってしまう」という書きぶりがあるが、定員というのは表現の意味が少し違う。厚生労働省の方で定員は 20 人ベースでというのがあ

るが、地域によっては申込みの人数が違ってくる。それは定員でなくて、最初から19人しかいなかったことや、困難な事情があつて十数人になってしまったとかという事例がある。定員という言葉をもう少し別の表現でお願いしたい。

【植野委員】

17 ページにある、盲ろう支援のため情報提供施設同士の連携ということは非常に重要な視点だと思う。以前からお願いしていたことでもあるので、この文面についてはぜひよろしくお願いしたい。

【五十嵐委員】

18 ページの⑩の「放送事業者が放映する番組において」というところで、放送事業者というのは例えばインターネットで配信しているような事業者が入っているのか。今の若い人たちなどはテレビ・ラジオから離れてインターネットで見ていると思う。放送事業者の中に入っていて国に働きかけているならよいが、入っていないならインターネット事業者も入れて国に働きかけた方がよいと思う。もしインターネットの番組を見ている人が困っている現状があるのであれば働きかけた方がよいと思うため、考えて入れていただきたい。

【佐久間委員】

県庁が作成した情報コミュニケーションのガイドラインは、とても参考になる。せっかく作ったので皆さんに広めていただきたい。以前は虐待防止研修をするときに県が作成した虐待防止法と差別解消法、マンガでわかる差別解消法などいろいろなパンフレットを配っていたが、最近Zoomになってしまい、配布の機会もないため、県の方が広めていくことを考えていただきたい。

また、聴覚障害の方がお困りごとを具体的に話していただけると、わかりやすい。例えば、視覚障害の方はガラケーのときはボタンを押せたのに、スマホになるとやりにくい、全体を見れないためポイントがわからず時間がかかってしまうというようなことを聞いたことがある。御本人たちが直接お話しすることもよいけれど、近くにいる支援者たちが、こういうところを手伝っているというようなことを話してあげるとよいと思う。今日も手話通訳さんが来ているが、こういう話し方をすると伝わりやすいなど、手話通訳さんから、

ちょっとしたコツのようなことを伝えていただけるとよいと思うし、そういった支援者の役割はとても大きいと思っている。

【植野委員】

今の御説明ありがとうございました。少し補足説明です。聞こえない人の場合、JRの駅でカメラに向かって障害者手帳を見せるのだが、相手から手帳が見えないと話しかけられても聞こえないからどうすればよいかわからなくて、ずっと手帳を差し出したままというのがよくある。職員からこういう風にしてくださいと注意されることがある。視覚障害者の方も同じようなことがあって、カメラがどこにあるかわからないままで、障害者手帳を示してくださいと言われてもどこに示したらよいのかわからなくて困ってしまったということが実際に起きている。そのため、視覚障害と聴覚障害はそれぞれ違う障害だが、情報のバリアというものにそれぞれの配慮の仕方があることに気がつかないままにしていることがある。そういった意味で、情報アクセシビリティについての理念などについて配慮のポイントについて啓発がもっと必要だということを今強く感じた。

また、(1)にパラリンピックの記述の部分についてだが、2年後に日本でデフリンピックが開催される。パラリンピックは過去の話であるので、両方とも対応できるように書き方に工夫された方がよいかと思う。デフリンピックについてもぜひ書き入れていただきたく工夫をお願いしたい。

【佐久間委員】

「支援者の虐待」の問題をお話ししていかなければいけないことはもちろんであるが、最近、利用者さんの方からの暴力・暴言、御家族からの暴言等で苦しんでいる、悩んでいるということが現場の実情である。モンスターになってしまっている方がいるのが実情で、施設側、病院側も含めてどう対応していくかが大きな課題になっていることは、ここでお伝えしておきたい。御本人たちの意見を十分にくみ取る、対応するということはもちろん大事であるが、御本人たちの過剰な要求によって振り回されてしまったり惑わされてしまったり、職員側が疲弊し、鬱になり、つぶれてしまい、人員不足になっているという実態もある。そのため、お互いに気を付けなければいけないことがたくさんあると思う。それは、ある意味では合理的配慮につながってくると思うが、わがままと合理的配慮は違うと

いう線引きはとても難しいため、そうした実態も把握した上でより良い支援を目指していくことがよいのではないかと思う。リハビリテーションの場だと、昔できた自分と今できなくなった自分との差があるため、どうしても感情が爆発してしまう実態もあるようだ。そのため、我々としては現場で何が起きているか、人員を把握した上で、どうしていくかを考えていかなければいけないと思う。

【村山委員】

権利擁護専門部会で扱う、3番の障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進について、当初ここがすごく重要だという意見もあったが、計画全体の中でいろいろなことを盛り込んでいく必要がある。ここだけが権利擁護ではなくて、計画全体のところで権利擁護の視点に立った、合理的配慮も含め差別も虐待もない福祉づくりというところを目指さなければいけない。そうした場合、私たち委員は他の計画のところに関しての意見・質問等をできるのかをお聞きしたい。パブリックコメントのところで一県民として意見を述べるという方法しかないのか、その辺を検討していただきたい。他の委員の方もそうだと思うが、ここでいろいろな意見を言ってもここの中だけで留まってしまったらなかなか広がらないと思うので、ぜひお願いしたい。

【事務局】

権利擁護の視点は計画全体に入れなければいけないものであるため、ぜひ全体を見ていただいてチェックいただくことも大事だと思っている。現状としては各部会で詰めているところである。次の本部会の前にはある程度整理ができると思われるため、皆さんに情報提供させていただいて、御意見いただければと思う。

議題（2）その他

【五十嵐委員】

欠席の委員が多かったが、ここに来ることは難しいけれどZ o o mであれば参加できる委員もいらっしゃると思うので、Z o o mを併用するのはどうかと思った。